

商品概要説明書

JA 共済満期金専用定期貯金＜単利型＞

(2025 年 4 月 1 日現在)

商 品 名 (愛称)	・ JA 共済満期金専用定期貯金（基本商品：スーパー定期貯金＜単利型＞） (愛称：祝)
ご利用いただける方	・ 個人および法人（団体を含む。）※JA 共済満期金受取者
期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 窓口のみの預入となります。 ・ JA 共済満期により取得した資金の範囲内とします。 ・ 修理費共済金、年金共済金、死亡共済金等は除きます。 ・ 修理費共済金に関して、満期受取の場合のみ対象とします。 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が 1 か月以上 2 年以下の場合 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：０５６８－４７－５６１８）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会（電話：０５２－２０３－１７７７） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：０５６４－５４－９４４９）
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ尾張中央